

平成25年加美町議会第1回定例会会議録第4号

平成25年2月22日（金曜日）

出席議員（20名）

1番	下山孝雄君	2番	尾形明君
3番	三浦英典君	4番	三浦又英君
5番	高橋聡輔君	6番	木村哲夫君
7番	近藤義次君	8番	吉岡博道君
9番	工藤清悦君	10番	一條寛君
11番	佐藤善一君	12番	米木正二君
13番	沼田雄哉君	14番	猪股信俊君
15番	新田博志君	16番	伊藤淳君
17番	高橋源吉君	18番	伊藤由子君
19番	伊藤信行君	20番	一條光君

欠席議員 なし

欠 員 なし

説明のため出席した者

町 長	猪股洋文君
副 町 長	吉田 惠君
総務課長・選挙 管理委員会書記長	高橋 啓君
会計管理者兼課長	早坂宏也君
危機管理室長	早坂安美君
危機管理室専門監	佐藤勇悦君
企画財政課長	高橋 洋君
協働のまちづくり推進課長	遠藤 肇君
町 民 課 長	今野幸伸君

税 務 課 長	鈴木 裕 君
特別徴収対策室長	小 川 哲 夫 君
農 林 課 長	鎌 田 良 一 君
農業振興対策室長	鈴木 孝 君
森林整備対策室長	早 坂 雄 幸 君
商工観光課長	日 野 俊 児 君
企業立地推進室長	今 野 伸 悦 君
建 設 課 長	田 中 壽 巳 君
保健福祉課長	下 山 茂 君
子育て支援室長	高 橋 ちえ子 君
地域包括支援センター所長	渡 邊 光 彦 君
上下水道課長	田 中 正 志 君
小野田支所長	伊 藤 裕 君
宮崎支所長	佐 竹 久 一 君
総務課長補佐	佐 藤 敬 君
教 育 長	土 田 徹 郎 君
教育総務課長	竹 中 直 昭 君
生涯学習課長	猪 股 清 信 君
農業委員会会長	兎 原 伸 一 君
農業委員会事務局長	大 類 恭 一 君
代表監査委員	小 山 元 子 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	佐 藤 鉄 郎 君
次 長	二 瓶 栄 悦 君
総 務 係 長	藤 原 みゆき 君
主 事	菅 原 敏 之 君

議事日程 第4号

第 1 会議録署名議員の指名

- 第 2 議案第 4 3 号 平成 2 5 年度加美町一般会計予算
- 第 3 議案第 4 4 号 平成 2 5 年度加美町国民健康保険事業特別会計予算
- 第 4 議案第 4 5 号 平成 2 5 年度加美町後期高齢者医療特別会計予算
- 第 5 議案第 4 6 号 平成 2 5 年度加美町介護保険特別会計予算
- 第 6 議案第 4 7 号 平成 2 5 年度加美町介護サービス事業特別会計予算
- 第 7 議案第 4 8 号 平成 2 5 年度加美郡介護認定審査会特別会計予算
- 第 8 議案第 4 9 号 平成 2 5 年度加美町霊園事業特別会計予算
- 第 9 議案第 5 0 号 平成 2 5 年度加美町営駐車場事業特別会計予算
- 第 1 0 議案第 5 1 号 平成 2 5 年度加美町下水道事業特別会計予算
- 第 1 1 議案第 5 2 号 平成 2 5 年度加美町浄化槽事業特別会計予算
- 第 1 2 議案第 5 3 号 平成 2 5 年度加美町水道事業会計予算
- 第 1 3 議発第 1 号 加美町議会の議決事件に関する条例の制定について
- 第 1 4 議発第 2 号 加美町議会委員会条例の一部を改正する条例について
- 第 1 5 議発第 3 号 加美町議会会議規則の一部を改正する規則について
- 第 1 6 議発第 4 号 加美町議会等の要求により出頭し、または参加した者に対する
実費弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 1 7 議発第 5 号 大崎市鳴子温泉向山地区の産業廃棄物処理施設建設に反対する
意見書の提出について
- 第 1 8 議発第 6 号 大崎市鳴子温泉向山地区の産業廃棄物処理施設建設に反対する
決議
- 第 1 9 請願第 1 号 町民と議会の対話集会開催に関する請願書
- 第 2 0 新庁舎建設特別委員会の調査報告について
- 第 2 1 やくらいリゾート開発事業調査特別委員会の調査報告について
- 第 2 2 所管事務調査の結果報告について

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 2 2 まで

午後 3 時 1 5 分 開議

○議長（一條 光君） 皆さん、本日は大変ご苦労さまです。

ただいまの出席議員は20名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（一條 光君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、8番吉岡博道君、9番工藤清悦君を指名いたします。

第 2 議案第 4 3 号 平成 2 5 年度加美町一般会計予算

第 3 議案第 4 4 号 平成 2 5 年度加美町国民健康保険事業特別会計予算

第 4 議案第 4 5 号 平成 2 5 年度加美町後期高齢者医療特別会計予算

第 5 議案第 4 6 号 平成 2 5 年度加美町介護保険特別会計予算

第 6 議案第 4 7 号 平成 2 5 年度加美町介護サービス事業特別会計予算

第 7 議案第 4 8 号 平成 2 5 年度加美郡介護認定審査会特別会計予算

第 8 議案第 4 9 号 平成 2 5 年度加美町霊園事業特別会計予算

第 9 議案第 5 0 号 平成 2 5 年度加美町営駐車場事業特別会計予算

第 1 0 議案第 5 1 号 平成 2 5 年度加美町下水道事業特別会計予算

第 1 1 議案第 5 2 号 平成 2 5 年度加美町浄化槽事業特別会計予算

第 1 2 議案第 5 3 号 平成 2 5 年度加美町水道事業会計予算

○議長（一條 光君） お諮りいたします。日程第 2、議案第43号平成25年度加美町一般会計予算、日程第 3、議案第44号平成25年度加美町国民健康保険事業特別会計予算、日程第 4、議案第45号平成25年度加美町後期高齢者医療特別会計予算、日程第 5、議案第46号平成25年度加美町介護保険特別会計予算、日程第 6、議案第47号平成25年度加美町介護サービス事業特別会計予算、日程第 7、議案第48号平成25年度加美郡介護認定審査会特別会計予算、日程第 8、議案第49号平成25年度加美町霊園事業特別会計予算、日程第 9、議案第50号平成25年度加美町営駐車場事業特別会計予算、日程第10、議案第51号平成25年度加美町下水道事業特別会計予算、日程第11、議案第52号平成25年度加美町浄化槽事業特別会計予算、日程第12、議案第53号平成25年度加美町水道事業会計予算、以上11件はいずれも平成25年度予算であり、関連いたしており

ますので、会議規則第36条の規定に基づき一括議題といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） ご異議なしといたします。よって、日程第2、議案第43号から日程第12、議案第53号までを一括議題とすることに決定いたしました。

議案第43号から議案第53号までは平成25年度予算審査特別委員会に付託しておりましたので、審査結果について委員長の報告を求めます。予算審査特別委員会委員長佐藤善一君、ご登壇願います。

〔予算審査特別委員長 佐藤善一君 登壇〕

○予算審査特別委員長（佐藤善一君） 予算審査特別委員会の報告をいたします。

本委員会に付託された案件は、審査の結果、次のとおり決定いたしましたので、会議規則第76条の規定により報告をいたします。

議案第43号平成25年度加美町一般会計予算、原案可決であります。

議案第44号平成25年度加美町国民健康保険事業特別会計予算、原案可決であります。

議案第45号平成25年度加美町後期高齢者医療特別会計予算、原案可決であります。

議案第46号平成25年度加美町介護保険特別会計予算、原案可決であります。

議案第47号平成25年度加美町介護サービス事業特別会計予算、原案可決であります。

議案第48号平成25年度加美郡介護認定審査会特別会計予算、原案可決であります。

議案第49号平成25年度加美町霊園事業特別会計予算、原案可決であります。

議案第50号平成25年度加美町営駐車場事業特別会計予算、原案可決であります。

議案第51号平成25年度加美町下水道事業特別会計予算、原案可決であります。

議案第52号平成25年度加美町浄化槽事業特別会計予算、原案可決であります。

議案第53号平成25年度加美町水道事業会計予算、原案可決であります。

以上、報告を終わります。

○議長（一條 光君） お諮りいたします。質疑は予算審査特別委員会において十分に尽くされたものと思いますので、質疑を省略して直ちに討論を行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） ご異議なしといたします。よって、質疑を省略して直ちに討論を行うことに決定いたしました。

これより討論を行います。討論ございませんか。

まず、原案に反対者の討論を許可いたします。（「なし」の声あり）

次に、原案に賛成者の討論を許可いたします。7番近藤義次君。

○7番（近藤義次君） 賛成討論を行うものであります。

きょうの予算編成に当たりましては、国の予算や地方の財政計画を考えなければ、一番の問題であります。安部内閣になって、ばんばんやれというようなハッパがかけられて、政治をあずかるものとして大変やりがいがある政府になったというような感じがしたと思うのであります。しかし、町長のまちづくりの基本理念として「自然との共生」「町民との協働」「3極自立」に基づいた「人と自然に優しい町」の実現を目指し、「善意と資源とお金の循環」を生み出す1年にするための予算編成を行ったのでございます。一般会計にいたしましては、128億2,000万円、特別会計にいたしましては75億円であります。歳入にいたしましても、税金が23億円で交付金が68億円ということで、交付税に頼っているのが大分多くなっているわけでありまして。

そのほか6つの町長の将来像というのを掲げて、まちづくりの細かい政策が計画されているわけでありまして。1番目として、自然と共生する地球に優しい町、そして2番目といたしましては、健やかで元気あふれる町、3番目といたしましては、安全で快適に暮らせる町、それから4番目といたしましては、魅力・やりがい・にぎわいのある町、5番目といたしましては、誰もが楽しく学べる町、そして6番目として、住民と行政の協働による自立する町というようなスローガンで、各課の細かい仕事が配置されているわけでありまして。

一番主なのといたしましては、質問にもありましており、障害者の予算が1億円以上ふえる。今までは障害者というのは邪魔者として陰に隠されていたわけでありまして。しかし、今度の政策によって、精神的におかしい人も役所では1人は使わなければならないということになるのではなかろうかというような政策が発表されているわけでありまして。身体障害者は100人に1人とか70人に1人、役所で雇わなければならないようにもなっているけれども、精神障害者については今まではなっていなかったけれども、今年度からなるように計画に発表されているわけでありまして。そのように、人間が平等であるというような形で予算が、猪股町政についても、障害者にも随分配慮する政策が載っているわけでありまして。

そのほか、老人の住宅にしても、まさに30%にならんとする老人の住宅、そしてひとり暮らしが600人を超えて、死んだのもわからないというような時代になって、そういう政策に力が入れているということに対し非常に感動を覚えたわけでありまして。

そのように、町長といたしましては町民の生活に密着した行政の施策がなされる予算だと思
うのであります。そういう観点から、議員各位の賛同を切にお願いして、賛成討論といたすも
のであります。

○議長（一條 光君） 次に、原案の反対者の討論を許可いたします。（「なし」の声あり）

次に、原案の賛成者の討論を許可いたします。討論ございませんか。（「なし」の声あり）
討論なしといたします。

これにて討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第43号平成25年度加美町一般会計予算の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

本件に対する委員長報告は原案賛成であります。本件は委員長報告のとおり決することに賛
成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（一條 光君） 起立多数であります。よって、議案第43号平成25年度加美町一般会計予
算は原案のとおり可決されました。

次に、議案第44号平成25年度加美町国民健康保険事業特別会計予算の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに賛
成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（一條 光君） 起立多数であります。よって、議案第44号平成25年度加美町国民健康保
険事業特別会計予算は原案のとおり可決されました。

次に、議案第45号平成25年度加美町後期高齢者医療特別会計予算の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに賛
成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（一條 光君） 起立多数であります。よって、議案第45号平成25年度加美町後期高齢者
医療特別会計予算は原案のとおり可決されました。

次に、議案第46号平成25年度加美町介護保険特別会計予算の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（一條 光君） 起立多数であります。よって、議案第46号平成25年度加美町介護保険特別会計予算は原案のとおり可決されました。

次に、議案第47号平成25年度加美町介護サービス事業特別会計予算の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（一條 光君） 起立多数であります。よって、議案第47号平成25年度加美町介護サービス事業特別会計予算は原案のとおり可決されました。

次に、議案第48号平成25年度加美郡介護認定審査会特別会計予算の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（一條 光君） 起立多数であります。よって、議案第48号平成25年度加美郡介護認定審査会特別会計予算は原案のとおり可決されました。

次に、議案第49号平成25年度加美町霊園事業特別会計予算の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（一條 光君） 起立多数であります。よって、議案第49号平成25年度加美町霊園事業特別会計予算は原案のとおり可決されました。

次に、議案第50号平成25年度加美町営駐車場事業特別会計予算の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに賛

成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（一條 光君） 起立多数であります。よって、議案第50号平成25年度加美町営駐車場事業特別会計予算は原案のとおり可決されました。

次に、議案第51号平成25年度加美町下水道事業特別会計予算の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（一條 光君） 起立多数であります。よって、議案第51号平成25年度加美町下水道事業特別会計予算は原案のとおり可決されました。

次に、議案第52号平成25年度加美町浄化槽事業特別会計予算の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（一條 光君） 起立多数であります。よって、議案第52号平成25年度加美町浄化槽事業特別会計予算は原案のとおり可決されました。

次に、議案第53号平成25年度加美町水道事業会計予算の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（一條 光君） 起立多数であります。よって、議案第53号平成25年度加美町水道事業会計予算は原案のとおり可決されました。

日程第13 議発第1号 加美町議会の議決事件に関する条例の制定について

○議長（一條 光君） 日程第13、議発第1号加美町議会の議決事件に関する条例の制定についてを議題といたします。

本件について、提出者の提案理由の説明をお願いいたします。猪股信俊君、ご登壇願います。

〔14番 猪股信俊君 登壇〕

○14番（猪股信俊君） 議発第1号加美町議会の議決事件に関する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

これまで、町が定める基本構想など長期にわたる重要事業の計画決定については、地方自治法第2条第4項の規定により議会の議決を経ておりましたが、平成21年12月15日閣議決定の「地方分権改革推進計画」に基づいて義務づけが廃止され、市町村の基本構想に関する規定が削除されました。

また、地方公共団体の自由度の拡大を図るための措置として、平成23年5月2日公布の地方自治法第96条第2項一部改正により、議決事件の範囲が拡大されました。

議会は、提案される重要な政策、施策または計画について、議会審議における論点情報を形成し、その政策水準を高めるとともに議決責任を担保するため、提案者に対し明らかにするようこれからも求めるものであります。

今後、町の基本構想等の計画の策定、変更または廃止に関しては、根拠法令がなく、議会の議決が不要となることから、議員発議として法第96条第2項の規定により「議会の議決事件に関する条例」を定めようとするものであります。

議会の議決に付すべき事件としては、「総合計画基本構想及びこれに基づく基本計画の策定、変更または廃止」に「姉妹都市または友好都市の提携または解消」を追加し、さらに同法により平成22年6月21日に条例化されている「加美町定住自立圏形成協定に係る議決事件に関する条例」を改めて、本条例に「定住自立圏形成協定の締結、変更または廃止」として整理統合するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（一條 光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしといたします。

これにて討論を終結いたします。

これより議発第1号加美町議会の議決事件に関する条例の制定についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） ご異議なしといたします。よって、議発第1号加美町議会の議決事件に関する条例の制定については原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第14 議発第2号 加美町議会委員会条例の一部を改正する条例について

日程第15 議発第3号 加美町議会会議規則の一部を改正する規則について

日程第16 議発第4号 加美町議会等の要求により出頭し、または参加した者に対する実費弁償に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（一條 光君） お諮りいたします。日程第14、議発第2号加美町議会委員会条例の一部を改正する条例について、日程第15、議発第3号加美町議会会議規則の一部を改正する規則について、日程第16、議発第4号加美町議会等の要求により出頭し、または参加した者に対する実費弁償に関する条例の一部を改正する条例について、以上3件はいずれも関連しておりますので、会議規則第36条の規定に基づき一括議題といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） ご異議なしといたします。よって、日程第14、議発第2号、日程第15、議発第3号及び日程第16、議発第4号を一括議題とすることに決定いたしました。

本件について提案理由の説明をお願いいたします。猪股信俊君、ご登壇願います。

〔14番 猪股信俊君 登壇〕

○14番（猪股信俊君） 議発第2号加美町議会委員会条例の一部を改正する条例及び議発第3号加美町議会会議規則の一部を改正する規則並びに議発第4号加美町議会等の要求により出頭し、または参加した者に対する実費弁償に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

平成24年9月5日に公布されました地方自治法の一部を改正する法律において委員会に関する規定が簡素化され、選任方法、在任期間について法律で定めていた事項が条例に委任されることになりました。また、本会議においても公聴会の開催及び参考人の招致が可能となり、関係する条例及び規則について整理を行うものです。

議発第2号においては、特別委員会の在任期間の規定の追加、委員の選任等に関する簡素化について、議発第3号においては、公聴会の開催及び参考人招致に関する規定の追加と自治法改正に伴う条文の整理について、議発第4号においては、公聴会及び参考人に対する条文の追

加と自治法改正に伴う条文の整理を行うものであります。

お手元に議員発議資料として条例及び規則の新旧対照表を配付しておりますので、参考にさせていただきたいと思っております。

議員各位の賛同をお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお祈りいたします。

○議長（一條 光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしといたします。

これにて討論を終結いたします。

これより議発第2号加美町議会委員会条例の一部を改正する条例についての採決を行います。お諮りいたします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） ご異議なしといたします。よって、議発第2号加美町議会委員会条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議発第3号加美町議会会議規則の一部を改正する規則についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） ご異議なしといたします。よって、議発第3号加美町議会会議規則の一部を改正する規則については原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議発第4号加美町議会等の要求により出頭し、または参加した者に対する実費弁償に関する条例の一部を改正する条例についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） ご異議なしといたします。よって、議発第4号加美町議会等の要求により出頭し、または参加した者に対する実費弁償に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第17 議発第5号 大崎市鳴子温泉向山地区の産業廃棄物処理施設建設に反対
する意見書の提出について

○議長（一條 光君） 日程第17、議発第5号大崎市鳴子温泉向山地区の産業廃棄物処理施設建設に反対する意見書の提出についてを議題といたします。

事務局長をして朗読させます。事務局長。

○議会事務局長（佐藤鉄郎君） それでは、意見書を朗読いたします。

議発第5号

大崎市鳴子温泉向山地区の産業廃棄物処理施設建設に反対する意見書の提出について
上記の意見書を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出する。

平成25年2月19日

提出者	加美町議会議員	猪股信俊
賛成者	同	高橋源吉
	同	三浦英典
	同	近藤義次
	同	佐藤善一
	同	米木正二

大崎市鳴子温泉向山地区の産業廃棄物処理施設建設に反対する意見書（案）

大崎市鳴子温泉向山地区における産業廃棄物処理施設の建設計画に関しては、水質汚染や風評被害を懸念する住民グループ「水資源と命を守る会」等からの要望を受け、本町議会においては調査特別委員会を設置するなど、住民の生命・財産を守る立場から、大崎市などの近隣市町村の官民が一体となって建設に断固反対してきた。

その結果、平成22年7月に事業者による計画廃止の届け出がなされ、約8年間にわたり反対活動に携わってきた全ての人々が安堵したところである。

ところが、平成24年8月に再び産業廃棄物処理施設の建設計画があることが明らかになり、「水資源と命を守る会」は活動を再開し、本町議会に建設反対の要望書が提出された。

当該施設の建設予定地は、多田川を初め、加美町民の母なる川、鳴瀬川の上流部に位置し、大崎地域の飲料水や農業用水の源泉地であり、廃棄物の処理によって風評被害等があった場合、米を初めとする農産物はもとより、第2次、第3次産業にも深刻な影響を与えかねない。

さらに、地元住民は依然として健康被害、環境問題、景観上の問題から大きな不安を抱いており、加えて周辺の地域住民への説明も十分でなく、当然理解もされていない現状である。

東日本大震災に伴う東京電力福島第一原発事故で飛散した放射性物質は、本町においても土壌汚染や農作物等を初め広範囲にわたり深刻な影響を及ぼした。

このような中、住民のさらなる負担となる産業廃棄物処理施設建設は断じて許すことはできない。

よって、加美町議会は、住民の生命・財産を守り、自然環境を保護保全する立場から、大崎市鳴子温泉向山地区における産業廃棄物処理施設建設に断固反対するものであり、県は建設計画に係る事務に当たっては地域住民の意思を重く受けとめ、建設計画の許可をしないよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年2月 日

宮城県加美町議会議長 一 條 光

宮城県知事 村 井 嘉 浩 あて

以上でございます。

○議長（一條 光君） ここで、提案者の趣旨説明をお願いいたします。猪股信俊君、ご登壇願います。

〔14番 猪股信俊君 登壇〕

○14番（猪股信俊君） 議発第5号大崎市鳴子温泉向山地区における産業廃棄物処理施設建設に反対する意見書（案）についての趣旨説明を申し上げます。

本町上多田川地区と隣接する大崎市鳴子温泉向山地区において、平成22年7月にとりやめになりました産業廃棄物処理施設の建設計画が再び浮上していることが昨年8月に判明しました。関係筋によると、建設を計画しているのは仙台市内の業者で、前回建設計画を断念した業者とは別だが、計画内容は類似しているとのこととあります。既に昨年2月に県や大崎市に建設の相談に訪れ、7月には処分場の図面などの書類が提出されておるようであります。

このような中、水質汚染や風評被害を懸念する住民グループ「水資源と命を守る会」から昨年12月に本町議会に建設反対の要望書が提出されており、地元住民は依然として健康被害、環境問題、風評被害といった問題から大きな不安を抱いております。

つきましては、住民の生命・財産を守り、自然環境を保護保全する立場から、加美町議会としては大崎市などの近隣市町の官民と一体となって大崎市鳴子温泉向山地区における産業廃棄物処理施設建設に断固反対するものであります。

よって、宮城県に対して、地域住民の意思を重く受けとめ、建設計画の許可をしないよう強

く求めるため、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものであります。

以上、ご理解の上、ご賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（一條 光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしといたします。

これにて討論を終結いたします。

これより議発第5号大崎市鳴子温泉向山地区の産業廃棄物処理施設建設に反対する意見書の提出についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり意見書を提出することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） ご異議なしといたします。よって、議発第5号大崎市鳴子温泉向山地区の産業廃棄物処理施設建設に反対する意見書の提出については原案のとおり提出することに決定いたしました。

日程第18 議発第6号 大崎市鳴子温泉向山地区の産業廃棄物処理施設建設に反対する決議

○議長（一條 光君） 日程第18、議発第6号大崎市鳴子温泉向山地区の産業廃棄物処理施設建設に反対する決議を議題といたします。

事務局長をして朗読させます。事務局長。

○議会事務局長（佐藤鉄郎君） 事務局長。

それでは、決議文を朗読します。

議発第6号

大崎市鳴子温泉向山地区の産業廃棄物処理施設建設に反対する決議

上記の決議を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出する。

平成25年2月19日

提出者 加美町議会議員 猪 股 信 俊

賛成者 同 高 橋 源 吉

同 三 浦 英 典
同 近 藤 義 次
同 佐 藤 善 一
同 米 木 正 二

大崎市鳴子温泉向山地区の産業廃棄物処理施設建設に反対する決議（案）です。決議文の趣旨、要望理由につきましては、意見書と同じですので、省略させていただきます。

平成25年2月 日

宮城県加美町議会議長 一 條 光

宮城県議会議長 中 村 功 あて

以上でございます。

○議長（一條 光君） お諮りいたします。議発第6号大崎市鳴子温泉向山地区の産業廃棄物処理施設建設に反対する決議は、会議規則第38条第2項の規定により、趣旨説明を省略したいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） ご異議なしと認めます。よって、議発第6号は趣旨説明を省略することに決定いたしました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしといたします。

これにて討論を終結いたします。

これより議発第6号大崎市鳴子温泉向山地の産業廃棄物処理施設建設に反対する決議の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） ご異議なしといたします。よって、議発第6号大崎市鳴子温泉向山地区の産業廃棄物処理施設建設に反対する決議は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（一條 光君） 日程第19、請願第1号町民と議会の対話集会開催に関する請願書を議題といたします。

本件については、去る平成24年9月定例会にて議会運営委員会に付託しておりましたので、審査結果について委員長の報告を求めます。議会運営委員長猪股信俊君、ご登壇願います。

〔議会運営委員長猪股信俊君 登壇〕

○議会運営委員長（猪股信俊君） 請願審査の報告を申し上げます。

本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第93条第1項の規定により報告します。

受理番号、平成24年請願第1号。

付託年月日、平成24年9月21日。

件名、町民と議会の対話集会開催に関する請願書。

審査の結果、趣旨採択とすべきもの。

委員会の意見を申し上げます。

議会とは、住民から選ばれ、住民を代表する多人数の議員の合議を経て、地方公共団体の政策形成過程及び実施過程における意思決定をする住民自治の機関である。

しかし、急変する行政の環境の中で、議会の意思決定が住民のニーズや利益に込えているのか住民の適切な意向を把握するためにも、住民参加と住民協働による議会の実現は不可欠である。

住民参加と住民協働の議会の実現に向けて、本委員会では住民や住民団体との公式の会議を通じての意見交換会の開催に向けて先進事例視察など調査研究を進めており、本請願の趣旨と合致することから趣旨採択とすべきものとした。

議会が真の住民自治の機関であるためには、住民の議会への参加は公職選挙による参政を超えて、住民参加と住民協働による「住民に開かれた議会」を目指さなくてはならない。時代に対応した議会改革及び議会活性化策は、今後も継続して検討及び実施しなければならない重要なテーマである。その一翼を担う住民や住民団体と議会との意見交換会の開催については、運用の制度を整備し、実施するものとする。

○議長（一條 光君） 審査結果の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）
質疑なしといたします。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしといたします。

これにて討論を終結いたします。

これより請願第1号町民と議会の対話集会開催に関する請願書の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

委員長報告は趣旨採択であります。委員長の報告に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（一條 光君） 全員起立であります。よって、請願第1号町民と議会の対話集会開催に関する請願書は委員長報告のとおり趣旨採択に決定いたしました。